

処遇改善、加算率のあり方を議論

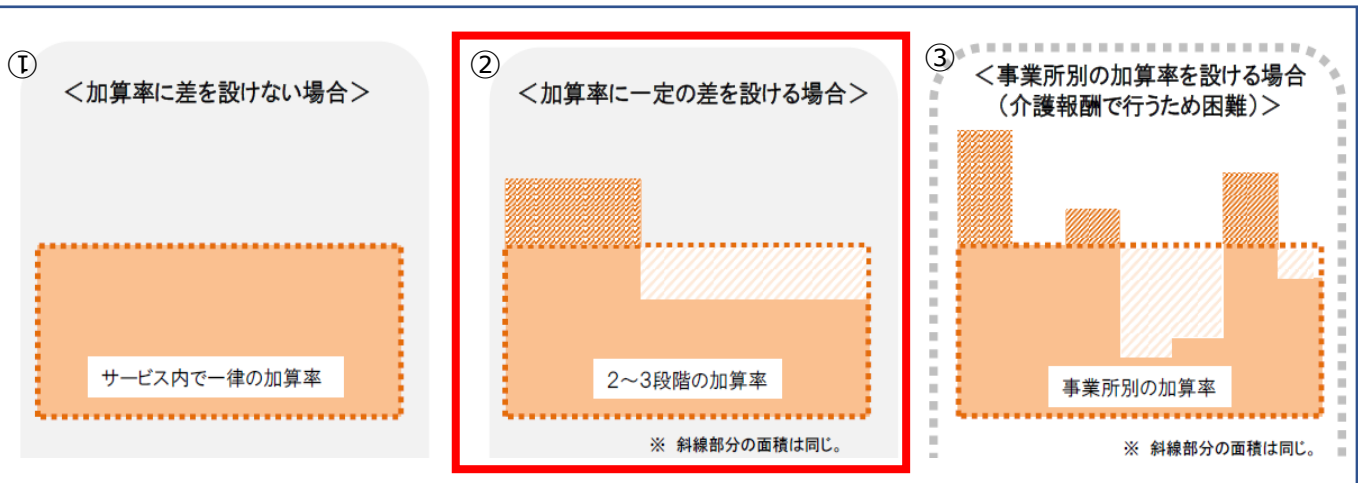
第165回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年11月22日（木）10：00～12：00

11月22日の介護給付費分科会は、処遇改善加算について①**同じサービス種類の中で、加算率に差を設けるか**②**事業所内での配分方法**について議論されました。又、消費税増税に向けた対応についても前回に引き続き議論が行われました。

新たな加算は、**介護職員処遇改善加算I～IIIの取得を最低限の要件**としてはどうかと論点が示され、その上で下記の案が出された。

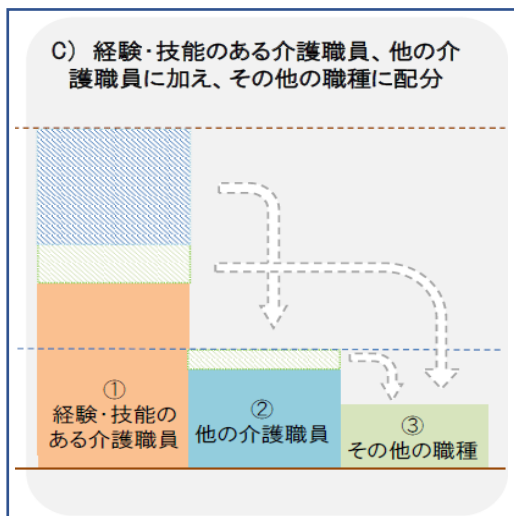
(1) 同じサービス種類の中での加算率算定方法に下記3案が提出



委員からは、加算率に一定の差を設ける②を支持する意見が多く出された。

③事業所等ごとに加算率を設定する（右）については、事業所等に新たな負担が発生し、行政による確認の負担も大きくなることが懸念材料として出された。

(2) 事業所内での配分について



事業所内での配分については、左図を指示する声が多く上がった（①経験・技能のある介護職員②他の介護職員③その他の介護職）

今回の加算は介護職員対象であり、「訪問看護」「居宅介護支援（ケアマネ）」「福祉用具貸与」を含めるべきか結論が出ていない。伊藤委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）は「日本介護クラフトユニオン（NCCU）の緊急調査では、3職種を【新たな加算】の対象から除外することに反対との声が、全事業所で6割を超えている」と紹介し、「介護職員以外の人材確保、定着も重要な課題である」と発言した。一方で、「ばらまき」でなく、**一定程度の実感がわく処遇改善が必要**との意見も出された。

詳細は、厚生労働省HPへ
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00010.html

消費税増税対応は「区分支給限度基準額の見直し（引き上げ）」「食費等における基準費用額」引き上げを求める意見が出された。今後も議論は継続し、12月中に方針決定する見込み。